# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	高等学校等就学支援金支給事務(公立学校)に係る特定 個人情報保護評価書(重点項目評価書)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮城県教育委員会は、高等学校等就学支援金支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

宮城県 教育委員会

## 公表日

令和5年8月31日

[平成30年5月 様式3]

# 項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	J添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(	则添2) 変更簡所

## I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	高等学校等就学支援金支給事務(公立学校)						
	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 生徒が就学支援金を受給するためには、生徒の保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。						
②事務の内容	①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(入学時・転入時等) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出 ③保護者等の個人番号のデータ化(個人番号が書面で提出された場合に限る) ④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④~⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①~⑥を実施						
③対象人数	<選択肢> [ 10万人以上30万人未満 ] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満						
2. 特定個人情報ファイルる	を取り扱う事務において使用するシステム						
システム1							
①システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム(eーshien)						
②システムの機能	○高等学校等就学支援金の支給に関する法律等に基づき,対象学校種に在学する支給対象の生徒に対する就学支援金支給に関する電算処理 ・受給資格の認定処理の判断データ登録 ・所得要件の確認 ・就学支援金の支給決定データ登録 ・各種通知の作成 等						
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム						
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム						
	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム						
	[ ] その他 ( )						

システム2~5						
システム2						
①システムの名称	番号連携サーバー					
②システムの機能	・業務担当者からの依頼に基づいて、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を発番し、個人番号との対応を管理するとともに、中間サーバーに対して、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」の取得依頼を送信する。 ・業務担当者が入力した情報照会依頼情報について、当該業務から照会可能な情報であることを確認した上で、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換等を行った上で中間サーバーに送信し、情報照会依頼として登録する。 ・業務担当者の依頼に基づき、情報照会結果を中間サーバーから取得し、表示・出力を行う。・業務担当者が入力した情報提供対象情報について、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換を行った上で中間サーバーに送信し、情報提供可能な副本として登録する。 ・機関内での情報の移転に対応して、機関内の他部署から照会があった場合に該当する情報の表示・出力を行う。					
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ O]その他 (中間サーバー )					
システム3						
①システムの名称	中間サーバー					
②システムの機能	・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。					
③他のシステムとの接続	[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 氏存住民基本台帳システム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 税務システム [ ] 税務システム [ ] その他 ( )					

システム4							
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム						
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された 本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新 情報を通知する。						
	2. 都道府県の執行機関への情報提供 ・都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人 番号又は基本4情報等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出 し、照会元に提供する。						
	3. 本人確認情報の開示 ・法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報 を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。						
	4. 機構への情報照会 ・全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。						
	5. 本人確認情報検索 ・代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面 上に表示する。						
	6. 本人確認情報整合 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。						
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム						
	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム						
③他のシステムとの接続	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム						
	[ ]その他 ( )						

システム5					
①システムの名称					
②システムの機能					
	[ ]情報提供ネットワークシステム	[	] 庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム	[	] 既存住民基本台帳システム		
(3)他のクス) 公との接続	[ ] 宛名システム等	[	] 税務システム		
	[ ]その他 (			)	
システム6~10				_	
システム11~15					
システム16~20					

3. 特定個人情報ファイル名					
高等学校就学支援金支給者フ	高等学校就学支援金支給者ファイル				
4. 個人番号の利用 ※					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番91				
5. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携 ※				
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	②法令上の根拠 「項番113				
6. 評価実施機関における担当部署					
①部署	教育庁高校財務·就学支援室				
②所属長の役職名	室長				
7. 他の評価実施機関	7. 他の評価実施機関				

別添1を参照。

平成30年7月

教育庁高校財務,就学支援室

全ての記録項目

⑤保有開始日

⑥事務担当部署

#### 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 高等学校就学支援金支給者ファイル 2. 基本情報 1) システム用ファイル システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ ] 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢> く選択版グ 1 カ人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 「 10万人以上100万人未満 ] ②対象となる本人の数 ③対象となる本人の範囲 ※ 就学支援金の対象となる生徒及びその保護者 その必要性 就学支援金の支給に当たって、該当生徒の家庭の所得を把握する必要があるため。 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ·識別情報 [O]個人番号 [ ]個人番号対応符号 [ 〇 ] その他識別情報(内部番号) •連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ O ] 連絡先(電話番号等) [ 〇 ] その他住民票関係情報 ·業務関係情報 主な記録項目 ※ Γ ] 国税関係情報 「 **〇** ]地方税関係情報 「 ] 健康・医療関係情報 ] 医療保険関係情報 [ ]児童福祉・子育て関係情報 [ ]障害者福祉関係情報 ]生活保護•社会福祉関係情報 [ ]介護•高齢者福祉関係情報 ]雇用•労働関係情報 [ ]年金関係情報 [O]学校·教育関係情報 Γ 〕災害関係情報 [ ) ] その他 ( 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条に基づく就学支援金受給資格の認定にあたり, 当該 生徒の保護者等の以下の情報を把握し、同法第5条に基づく就学支援金の額を決定するため。 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額又は市町村民税課税標準額及び調整控除額 その妥当性 •生活扶助情報 •総所得金額 •16歳未満扶養者数

3. 特定個人情報の入手・使用					
@1.f=_w			[ 〇 ] 本人又は本人の代理人		
			[ ]評価実施機関内の他部署 ( )		
			[ ] 行政機関・独立行政法人等 ( )		
①入手元	· 🛪		[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )		
			[ ]民間事業者 ( )		
			[ ] その他 (		
			[ 〇 ] 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ		
②入手方	·法		[ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム		
	74		[ ]情報提供ネットワークシステム		
			[ ]その他 ( )		
③使用目的 ※			就学支援金受給資格の認定及び支給決定を行うため		
	使月	用部署	高校財務・就学支援室及び各県立学校		
④使用の		用者数	<ul> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>100人以上500人未満</li> <li>100人以上500人未満</li> <li>300人以上100人未満</li> <li>4000人以上500人未満</li> <li>500人以上1,000人未満</li> <li>601,000人以上</li> </ul>		
⑤使用方法			・就学支援金受給資格の認定及び支給額の決定にあたり、保護者等の道府県民税所得割額と市町村 民税所得割額又は市町村民税課税標準額及び調整控除額を保護者等の個人番号を利用して把握する		
lttp o to A		^	・受給資格の認定等を実施するに当たって、入手した保護者等の特定個人情報と学校で把握している家		
情報の突合		台	族構成等の情報を氏名や住所等によって突合する		
⑥使用開始日			平成30年7月1日		

4. 犑	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託						
委託の有無 ※		[	委託しない (	] ) <b>件</b>	<選択肢> 1)委託する	2) 委託しない	
委託	事項1						
①委詞	<b></b>						
②委託先における取扱者数		[		]	<選択肢> 1)10人未 3)50人以 <sub>-</sub> 5)500人以	上100人未満 上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名							
再委託	④再委託の有無 ※	[		]	<選択肢> 1)再委託す	ける 2) 再委託し	ない
	⑤再委託の許諾方法						
	⑥再委託事項						
委託	委託事項2~5						
委託事項6~10							
委託	委託事項11~15						
委託	委託事項16~20						

5. 特定個人情報の提供・精	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)						
提供・移転の有無	[ ]提供を行っている ( )件 [ ]移転を行っている ( )件						
(佐供・惨點の有無	[〇]行っていない						
提供先1							
①法令上の根拠							
②提供先における用途							
③提供する情報							
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲							
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線						
⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)						
OLE IN TAIL	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙						
	[ ]その他 ( )						
⑦時期·頻度							
提供先2~5							
提供先6~10							
提供先11~15							
提供先16~20							

移転先1					
①法令上の根拠					
②移転先における用途					
③移転する情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	[ ]	3) 10万人以	満 上10万人未満 以上100万人未満 以上1,000万人未満		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲					
	[ ] 庁内連携システム	[	]専用線		
   ⑥移転方法	[ ]電子メール	[	] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
(の代グ半位/) 7位	[ ] フラッシュメモリ	[	]紙		
	[ ]その他 (		)		
⑦時期·頻度					
移転先2~5					
移転先6~10					
移転先11~15					
移転先16~20					
6. 特定個人情報の保管・	消去				
・特定個人情報は、庁内のサーバ室に設置されたシステムのデータベース内に保存され、執務室で利用する端末内には特定個人情報は保存されない。 ・サーバ室への入室は、ICカードとパスワードにより、事務に関係する者のみに制限している。 ・執務室で利用する端末へのログインには、ICカードとパスワードを必要とする。					
7. 備考					

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目				
1. 宛名番号, 2. 統合宛名番号, 3. 個人番号, 校名, 8. 配偶者控除等, 9. 本人該当区分(同 得割額及び市町村民税所得割額	4. 保護者氏名, 5 一生計配偶者), 10	. 保護者氏名(かな), 6. ). 市町村民税課税標準	. 保護者生年月日, 額及び調整控除額,	7. 生徒氏名及び在籍学 11. 都道府県民税所

## Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

## 1. 特定個人情報ファイル名

高等学校就学支援金支給者ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

・各学校において事務職員がチェックし、収集することとしており、対象者以外の情報の入手が行われないよう徹底している。

リスクに対する措置の内容

・業務の遂行に当たっては、定められた申請書のみを使用し、申請書には取得が認められない特定個人情報に係る情報に関する記載欄は設けないほか、事務職員に対して、口頭であっても不要な情報は取得しないよう指導している。

・上記の内容について事務処理手引きに記載し、研修等の機会を通じて事務職員に徹底している。

リスクへの対策は十分か

十分である

Γ

へ 歴が版 / 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

申請書の収集時には、配付した封筒を厳封し提出させることとし、プライバシーへの配慮を徹底する。

## 3. 特定個人情報の使用

O. 18	0. 物是個人情報 <b>0</b> 使用					
リスク	1: 目的を超えた紐付け	、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク				
リスクに対する措置の内容		<高等学校等就学支援金支給事務処理システムにおける措置> ・当該事務を行う職員以外がシステムを参照できないよう、パスワードは3ヶ月ごとに更新することとしている。また、業務上必要性のない情報については保存しない仕組みとなっている。 〈番号連携サーバーにおける措置> ・情報照会によって取得した特定個人情報については、事務ごとに独立した領域に保存し、事務を超えた紐付けは一切行わない仕組みとしている。 ・各事務が情報提供のために番号連携サーバーに登録した情報については、照会元の事務からのみ参照可能なようアクセス制限を行う。				
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ユーサ	が認証の管理 アンディ	[ 行っている ] <選択肢> 1)行っている   2)行っていない				
	具体的な管理方法	<ul><li>・システムにログインするためには、パスワードが必要となっている。パスワードは単純なものや推測可能なものの使用を禁止としている。</li><li>・上記の内容について事務処理手引きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底している。</li></ul>				
その他の措置の内容		・パスワードは3ヶ月に1回変更するようシステム上設定している。				
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない						
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク						
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	規定の内容						
	託先による特定個人情イルの適切な取扱いの	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない		
	具体的な方法						
その作	也の措置の内容						
リスク	への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
特定值	固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリス	くク及びそ	のリスクに対する措置			
5. 特	定個人情報の提供・移車	〒(委託や情報提供ネットワー	クシステム	*を通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない		
リスク	7: 不正な提供・移転が行	うわれるリスク					
	固人情報の提供・移転 るルール	Г	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	ルールの内容及び						
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法						
その他	ルール遵守の確認方						
	ルール遵守の確認方法	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク	ルール遵守の確認方法 也の措置の内容 つの対策は十分か 因人情報の提供・移転(多			<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている にた提供を除く。)におけるその作			

6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続	[ ]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)				
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク							
	く業務担当課における措置> ・ログインした職員の所属によって照会可能 照会を行うことで、情報照会が認められた。 ・なりすましにより、異なる職員が不正に情 ワードについて、組織及び個人として適切っ	特定個人情報の要求のみ行う 報照会を行うことがないよう。	ことができる。				
リスクに対する措置の内容	<番号連携サーバにおける措置> ・中間サーバーへの情報照会依頼の登録! 可能な情報項目について判断し、それ以外いる。 ・情報照会結果を照会する際にも、ログインいて判断し、それ以外の項目については取	トの項目については中間サーバ いした職員の所属によって、照	、一に送信しない仕組みとして 会依頼が可能な情報項目につ				
	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置・情報照会機能により、情報提供ネットワー会内容の照会許可用照合リストとの照合をシステムから情報提供許可証を受領してかれた情報連携以外の照会を拒否する機能る。	-クに情報照会を行う際には、1 情報提供ネットワークシステム いら情報照会を実施することにで を備えており、目的外提供やも	ムに求め,情報提供ネットワーク なる。つまり,番号法上認めら アキュリティリスクに対応してい				
	・中間サーバーの職員認証・権限管理機能 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実 ライン連携を抑止する仕組みになっている	ミ施されるため,不適切な接続 。					
リスクへの対策は十分か	[ [7] C0/0 ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				
リスク2: 不正な提供が行われ	<b>1るリスク</b>						
リスクに対する措置の内容		╱、羅扣・時					
リスクへの対策は十分か	L J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及びそのリス	スクに対する措置					
ノ中間共一、ジェープニットフェートルナを世界へ							

- <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
  ・中間サーバーと既存システム,情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用
- ・中間サーバーと成行とステム、同様なたいとして、シャン・・ニュンは、ロスティースを することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体毎に区分管理(アクセス制御)しており、 中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去						
リスク	: 特定個人情報の漏え						
①事故 周知	女発生時手順の策定・	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
機関に	3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1)発生あり 2)発生なし					
	その内容						
	再発防止策の内容						
その他の措置の内容		く県における措置> ・情報セキュリティ事故等に備え、組織内の連絡体制及び情報セキュリティ運営管理者等への連絡体制を確立することとしている。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・申間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。					
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
特定個人情報の保管・消去に		おけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

8. 監査						
実施の有無	[〇]自己点検 [〇]内部監査 [ ]外部監査					
9. 従業者に対する教育・	9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
具体的な方法	く県としての措置> ・職員各層を対象にした研修において、情報セキュリティに関する事項を取り上げ、解説するようにしている。 ・本評価書に示したリスクに対する措置について、事務処理手引きに記載している。 ・本評価書に示したリスクに対する措置について、新任の職員に対する研修において解説するようにしている。 ・職員に対して自己点検シートを提供し、情報セキュリティの確保のための適切な取り組みの啓発や定着を図っている。 ・事務担当部署における自己点検以外に、企画部 デジタルみやぎ推進課による内部監査を定期的に実施している。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。					

## 10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

# Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
①請求先	宮城県 総務部 県政情報·文書課 情報公開班 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 TEL022-211-2270					
②請求方法 宮城県情報公開条例第5条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。						
③法令による特別の手続						
④個人情報ファイル簿への不 記載等	④個人情報ファイル簿への不記載等					
2. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ の取扱いに関する問合せ					
①連絡先 教育庁 高校財務·就学支援室 就学支援班 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 TEL022-211- 3711						
②対応方法	問い合わせを受けた際には、対応内容について記録を残す。					

# V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	1. 基礎項目評価					
①実施日	令和5年5月26日					
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)					
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】					
①方法						
②実施日·期間						
③主な意見の内容						
3. 第三者点検【任意】						
①実施日						
②方法						
③結果						

# (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月7日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第58条 (別表第二における情報提供の根拠) 項番113 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及	(別表第二における情報照会の根拠) 項番113 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第58条 (別表第二における情報提供の根拠) 平成29年4月21日付け府審第77号及び総官企 第227号「情報提供ネットワークシステムの運用 開始について」の別添資料のなかで、"高等学 校等就学支援金の支給に関する情報"は、情報 提供をしない方向で検討されている。	事後	
平成29年8月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目(別添1)	者1), 7. 個人番号(保護者2), 8. 個人番号 (生徒), 9. 市町村民税所得割額(保護者1), 10. 市町村民税所得割額(保護者2), 11. 学	1. 通し番号, 2. 生徒氏名, 3. 生徒氏名(かな), 4. 生年月日, 5. 住所, 6. 個人番号(保護者1), 7. 個人番号(保護者2), 8. 市町村民税所得割額(保護者1), 9. 市町村民税所得割額(保護者2), 10. 学校種・課程等, 11. 学校名, 12. 在学期間, 13. 支給期間, 14. 支給単位数	事後	
平成29年8月7日	<ul><li>Ⅱ特定個人情報ファイルの概要</li><li>2. 基本情報</li><li>⑤保有開始日</li></ul>	平成29年7月予定	平成30年4月予定	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・就学支援金受給資格の認定及び支給額の決定にあたり、保護者等の市町村民税所得割額を保護者等の個人番号を利用して把握する。 ・就学支援金の支給に関する情報提供を行うため、該当する生徒の個人番号と支給額を紐付けて管理する。	・就学支援金受給資格の認定及び支給額の決定にあたり、保護者等の市町村民税所得割額を保護者等の個人番号を利用して把握する。	事後	
平成29年8月7日	<ul><li>Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日</li></ul>	平成29年7月1日	平成30年4月1日	事後	
平成29年8月7日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年3月25日	平成29年7月4日	事後	

		保護者等の市町村民税所得割額による受給資格の制限があるため、保護者等の各種所得情報を照会して受給資格の判定を行っている	保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税 所得割額による受給資格の制限があるため、 保護者等の各種所得情報を照会して受給資格 の判定を行っている	事後	
平成30年11月20日	I 基本情報 6評価実施期間 における担当部署 ②所属長 の役職名	課長 岡 邦広	課長	事後	
平成30年11月20日	<ul><li>Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2基本情報 ⑤保有開始日</li></ul>	平成30年4月予定	平成30年7月	事後	
	<ul><li>Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ⑥ 使用開始日</li></ul>	平成30年4月1日	平成30年7月1日	事後	
平成30年11月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報 ファイル記録項目	1. 通し番号, 2. 生徒氏名、3. 生徒氏名(かな), 4. 生年月日, 4. 住所, 6. 個人番号(保護者1), 7. 個人番号(保護者2), 8. 市町村民税所得割額(保護者1), 9. 市町村民税所得割額(保護者1), 9. 市町村民税所得割額(保護者2), 10. 学校種・課程等, 11. 学校名, 12. 在学期間, 13. 支給期間, 14. 支給単位数	1. 通し番号, 2. 生徒氏名、3. 生徒氏名(かな), 4. 生年月日, 4. 住所, 6. 個人番号(保護者1), 7. 個人番号(保護者2), 8. 道府県民税所得割額(保護者1), 9. 道府県民税所得割額(保護者2), 10. 市町村民税所得割額(保護者1), 11. 市町村民税所得割額(保護者2), 12. 学校種・課程等, 13. 学校名, 14. 在学期間, 15. 支給期間, 16. 支給単位数	事後	
平成30年11月20日	IV開示請求、問合せ 2特定 個人情報ファイルの取扱いに 関する問合せ	教育庁 高校教育課 管理運営班	教育庁 高校教育課 就学支援チーム	事後	
平成30年11月20日	V評価実施手続 1基礎項目評価 ①実施日	平成29年7月4日	平成30年6月29日	事後	
令和1年6月24日	V評価実施手続 1基礎項目 評価 ①実施日	平成30年6月29日	令和1年5月10日	事後	
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	
令和2年8月31日	IV開示請求、問合せ 2特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	教育庁 高校教育課 就学支援チーム	教育庁 高校教育課 就学支援班	事後	
令和2年8月31日	V評価実施手続 1基礎項目評価 ①実施日	令和1年5月10日	令和2年5月22日	事後	

令和3年10月13日	I基本情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 事務 の内容	保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額による受給資格の制限	保護者等の課税所得額(課税標準額)と市町村 民税調整控除額による受給資格の制限	事後	
令和3年10月13日	(別添1)ファイル記録項目	県民税所得割額(保護者2), 10. 市町村民税	8. 課稅所得額(課稅標準額)(保護者1), 9. 課稅所得額(課稅標準額)(保護者2), 10. 市 町村民稅調整控除額(保護者1), 11. 市町村 民稅所得割額(保護者2)		
令和3年10月13日	V評価実施手続 1基礎項目評価 ①実施日	令和2年5月22日	令和3年5月27日	事後	
令和3年10月13日	I 関連情報 4個人番号の利 用	番号法第9条第1項 別表第一 項番91 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第66条	番号法第9条第1項 別表第一 項番91		
令和3年10月13日	I 関連情報 5情報提供ネット ワークによる情報連携②	(別表第二における情報照会の根拠) 項番113 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第58条 (別表第二における情報提供の根拠) 平成29年4月21日付け府番第77号及び総官 企第227号「情報提供ネットワークシステムの 運用開始について」の別添資料の中で、"高等 学校等就学支援金の支給に関する情報"は、情 報提供をしない方向で検討されている。	(別表第二における情報照会の根拠) 項番113		

	I基本情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 シス テム1 ②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、公立高等学校等在学者に対して、高等学校等就学支援金を支給する業務である。 保護者等の課税所得額(課税標準額)と市町村	高等学校等の生徒は、高等学校等の生徒は、高等学校等の生徒は、高等学校等の生徒は、高等学校等第18号)を発生に関する法律(平成22年法律第18号)を発生ができる。とができる。とができる。とができる。とができる。とががきるとができる。とが、生徒の保護者等の所得があるためには、名での大きを受するとができる。とが、生徒との保護者等の所得が、大きをでは、いいてののののでは、ないでのでは、ないでのでは、ないでのでは、ないでのでは、ないでのでは、ないでのでは、ないでのでは、ないでのでは、ないでのでは、ないでのでは、ないでのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	事後	
令和5年2月20日	I 基本情報 2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステム システム 1 ①システムの名称	表計算ソフトウェア(エクセル)	高等学校等就学支援金事務処理システム(e-shien)	事後	
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ①ファイルの種類	その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	システム用ファイル	事後	

	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	たにめたり、休護有寺の坦府宗氏代別特制領と   古町廿尺裕武復割婚も保護者等の個人乗りも	・就学支援金受給資格の認定及び支給額の決定にあたり、保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額又は市町村民税課税標準額及び調整控除額を保護者等の個人番号を利用して把握する	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・ 消去	課室内	1. 宛名番号, 2. 統合宛名番号, 3. 個人番号, 4. 保護者氏名, 5. 保護者氏名(かな), 6. 保護者生年月日, 7. 生徒氏名及び在籍学校名, 8. 配偶者控除等, 9. 本人該当区分(同一生計配偶者), 10. 市町村民税課税標準額及び調整控除額, 11. 都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額	事後	
令和5年2月20日	(別添1)特定個人情報ファイ ル記録項目	1. 通し番号, 2. 生徒氏名, 3. 生徒氏名(かな), 4. 生年月日, 5. 住所, 6. 個人番号(保護者1), 7. 個人番号(保護者2), 8. 課税所得額(課税標準額)(保護者1), 9. 課税所得額(課税標準額)(保護者2), 10. 市町村民税調整控除額(保護者1), 11. 市町村民税所得割額(保護者2), 12. 学校種・課程等, 13. 学校名, 14. 在学期間, 15. 支給期間, 16. 支給単位数	1. 宛名番号, 2. 統合宛名番号, 3. 個人番号, 4. 保護者氏名, 5. 保護者氏名(かな), 6. 保護者生年月日, 7. 生徒氏名及び在籍学校名, 8. 配偶者控除等, 9. 本人該当区分(同一生計配偶者), 10. 市町村民税課税標準額及び調整控除額, 11. 都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額	事後	
令和5年2月20日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対 する教育・啓発	企画財政部 情報システム課	企画部 デジタルみやぎ推進課		
令和5年8月31日	I 基本情報 6評価実施期間 における担当部署 ①部署	教育庁高校教育課	教育庁高校財務·就学支援室	事後	
	I 基本情報 6評価実施期間 における担当部署 ②所属長 の役職名	課長	室長	事後	
令和5年8月31日	<ul><li>Ⅱ特定個人情報ファイルの概要</li><li>2.基本情報 ⑥事務担当部署</li></ul>	教育庁高校教育課	教育庁高校財務・就学支援室	事後	
令和5年8月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・ 使用 ④使用の主体 使用部署	高校教育課及び各県立学校	高校財務・就学支援室及び各県立学校	事後	
令和5年8月31日	IV開示請求、問合せ 2特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	教育庁 高校教育課 就学支援班	教育庁 高校財務・就学支援室 就学支援班	事後	
令和5年8月31日	V評価実施手続 1基礎項目評価 ①実施日	令和4年5月27日	令和5年5月26日	事後	